

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 13件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA建設株式会社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年6月1日まで
年金請求の際、申立期間について加入記録が漏れていることが分かった。

私は、昭和32年12月1日から平成4年2月末日まで、事業所の名称や勤務地は変わったものの、同じグループ会社で継続して勤務したのに、一部の期間が漏れているのは不合理である。

申立期間も厚生年金保険料は給与から控除されていたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

職務経歴書、勤務通知書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年3月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 1 日から 28 年 7 月 1 日まで

A社(現:B社)に昭和 22 年 10 月 1 日から 28 年 6 月 30 日まで勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間については 30 年 8 月に脱退手当金を支給済とのことであった。

退職当時は、金融機関の個人口座がある時代ではなかったため、退職金は自宅で受け取ったが、この時に脱退手当金の話は無かったし、その後に脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 年 1 か月後の昭和 30 年 8 月 11 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人における申立事業所の名称変更の都度作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、いずれも氏名変更の記録は無く旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 28 年 6 月 6 日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、上記名簿では申立人に係る健康保険番号が空欄となっているものが見られる上、厚生年金保険記号番号払出簿では性別を「男」と誤って記録しているなど、申立人の年金記録の管理が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 42 年 12 月 21 日まで

私は、昭和 36 年 4 月に A 病院に就職し、42 年 12 月 20 日に退職して、その足で B 地へ行き、B 移住斡旋センターに 1 週間滞在した後、同月 27 日に B 港から出港した。その後の 43 年 2 月 9 日に C 国の D 港に到着し、入国しており、申立期間に係る脱退手当金の支給日の同年 2 月 22 日には日本国内におらず当該手当金を受取れるはずもなく、請求した覚えも無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有しているパスポートにより、申立人が、A 病院を退職した翌日の昭和 42 年 12 月 21 日に B 移住斡旋センターで出国の手続きを行い、同月 27 日に出国し、43 年 2 月 9 日に C 国の D 港に入港したことが確認でき、43 年 2 月 22 日の脱退手当金の支給日には、日本にいなかったことが確認できることから、申立人は、脱退手当金を受領できなかったと推認することができる。

また、脱退手当金の支給日において E 県 F 郡 G 町に居住していた申立人の母親について、申立人の妹は、「母は字を書くことが苦手で、選挙にも行ったことが無く、代理受領に必要な署名はできないので代理受領することはない」としている。

さらに、申立人の妹自身は高校生だったので代理受領ができるはずがないと供述しており、申立人の家族による代理受領もなかったものと推測できる。

加えて、社会保険事務所が保管する被保険者原票には、脱退手当金の支給が推測できる「H 43. 1. 11 脱手」との表示があるが、これは、オンライン記録にある、昭和 43 年 2 月 12 日に申立人に申立期間の脱退手当金を支給したとの記録と相違している。これについて社会保険事務所は、なぜ、両記録の時期が相違しているのか説明不能としており、社会保険事務所における脱退手当金

の支給事務に誤りがあったことも推測できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の（株）A社本社における資格取得日に係る記録を昭和28年11月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28年11月から29年4月までは8,000円、29年5月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月7日から29年6月1日まで

私は、（株）A社に昭和23年10月に入社し、平成元年5月31日まで継続して当該事業所に勤務していた。その内、昭和28年11月7日から本社勤務となったが、社会保険庁の記録では、本社勤務は29年6月1日からとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における申立人の雇用保険の記録及び申立事業所の人事台帳、申立事業所の発行した在職証明書により、申立人が、申立事業所に継続して勤務し（昭和28年11月7日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所の同僚の記録から昭和28年11月から29年4月までは8,000円、29年5月は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く確認できないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和59年10月から60年6月まで

はっきりとは覚えていないが、国民年金保険料を納付することは社会人としての義務という意識から納めていたように思う。領収書は、10年間ぐらいは保管するようにと用紙に書いてあったか、説明を受けたように記憶している。そのため、10年を過ぎた時に処分してしまった。申立期間は無職だった期間だと思うので、口座引落ではなく直接銀行等の指定の場所に毎月支払いに行っていたと思う。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る加入手続及び納付金額等に係る記憶が明らかでなく、国民年金の加入状況等が不明であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年8月ごろに払い出されており、60年7月から61年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間の保険料は時効により納付できず、申立人は、時効直前で納付可能だった60年7月から61年3月までの期間について保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 441

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 1 日から 31 年 12 月 30 日まで
私は、昭和 26 年 4 月ごろ、A社B出張所の社長と同年 5 月ごろから厚生年金保険に入る話をしたので、申立期間について厚生年金保険に入っているのは間違いないと思っていたが、加入記録が無いと言われ納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社B出張所の元事業主に照会したところ、「申立ての事業所は、C県にあるA社の特約店として私の兄が個人商店を昭和 24 年か 25 年ごろ開始したもので、申立人は、当時、個人でトラックを所有し請負として仕事をしていた。その後、私が兄から事業を引き継いだ、私は申立人に仕事を頼んだことも、申立人に給与を払ったこともない」との供述が得られている。

また、社会保険事務所の記録により、申立ての事業所は昭和 34 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は適用事業所となっていない時期であり、申立人が、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

加えて、申立期間のうち昭和 28 年 6 月 20 日から同年 7 月 31 日までの期間にD社の厚生年金保険の加入記録があることについて、申立人は申立期間以前に勤務していたとしているが、当該事業所から提出された当時の厚生年金保険加入名簿の記録が社会保険事務所の記録と一致していることが確認でき、申立ての事業所では請負で働いていたため、同社で厚生年金保険に加入できたとも推測することができる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月1日から29年ごろまで
② 昭和30年ごろから31年10月30日まで

①の期間について、昭和28年10月から29年ごろまで、炭鉱で働いていたが落盤事故に遭い、炭鉱の名前や場所が具体的に思い出せないが、当時の事故の内容が新聞記事になったと聞いている。

②の期間について、炭鉱で働いた後、A社でトンネル工場の現場で働いていた。

いずれの期間も、厚生年金保険の記録が無いことが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は当時働いていた炭鉱の名前や場所について、B県C市若しくはD県E市であるとしていることから、それぞれの県立図書館に保管されている新聞に申立ての落盤事故に係る記事の有無を照会したが、該当する記事は確認できなかった。

また、申立人に地元の出版社から発行されている専門誌に記載された炭鉱の一覧を送付し、思い当たる炭鉱について照会したところ、「F炭鉱」であるとの供述があり、社会保険事務所が保管する当該炭鉱の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無く、被保険者名簿の記載に不自然さは見当たらない。

さらに、当該事業所は昭和36年3月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、申立人は同僚等についての記憶も無いことから、被保険者名簿に記載された複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。また、申立内容から判断して炭鉱に勤務していたことは推認することができるものの、申立てに係る事実を確認

できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険庁の記録では、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当時の事業主の娘に確認したところ、当該事業所は、既に会社を整理し当時の書類等はすべて処分したが、会社として厚生年金保険に加入していなかったとの供述が得られている。
- 3 いずれの申立期間においても、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月から27年7月1日まで
② 昭和28年から32年まで
③ 昭和32年から33年まで

①について、昭和26年1月ごろにA炭坑に採用後、27年9月ごろまで勤務した。②のB社名古屋支店に28年春ごろから30年ごろまでの3年間勤務し、その後、同社東京支店へ転勤し、32年ごろまで勤めた。③のC社について、32年ごろ求人広告を見て入社し、蒸気温水ボイラーの実験・実演エンジニアとして33年ごろまで働いた。

平成14年に脱退手当金を受給したが、手当金の計算基礎となる厚生年金保険の加入期間が記憶と相違しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 いずれの申立期間についても、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

2 申立期間①に係る炭坑の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は昭和28年の火災により焼失し、現存するものはその後再作成されたもので、申立人の記録は無いが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者番号払出簿により、申立人に係る申立ての炭坑での厚生年金保険の資格取得日が27年7月1日と確認できるとともに、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、資格取得日は払出簿の記録と一致し、資格喪失日は27年9月9日と記録されている。

また、申立人は、当時、毎朝親方が当日の採炭量を決め、その量により賃金が決まっていたと供述していることから、申立期間における申立人の労働形態は、事業主との雇用関係には無く、請負関係であったことがうか

がわれる。なお、申立人が記憶する親方の厚生年金保険加入記録も見当たらない。

さらに、申立ての炭坑は、社会保険事務所の記録によると、昭和28年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の経営者等の所在も不明であるため、申立ての炭坑における勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られず、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間②のうち、前半の期間に勤務したとする事業所について、社会保険事務所に保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、後半の期間に勤務したとする事業所は、社会保険事務所の記録により昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間の一部は適用事業所となっていない時期であり、社会保険事務所に保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金被保険者名簿には健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、申立人の記憶によれば、申立ての事業所には、学生アルバイトとして入社したと供述していることから、申立人について、厚生年金保険に加入させていなかったことを推認することができる。

なお、申立ての事業所の後継会社によれば、当時の資料は保存されておらず、申立人に係る雇用関係等は不明であるとしている。

- 4 申立期間③について、社会保険事務所の記録によれば、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年8月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している申立ての事業所の所在地は、社会保険事務所に記録されている申立ての事業所の所在地とは一致せず、申立ての事業所は、平成12年6月30日に解散し、当時の経営者等の所在も不明であるため、申立ての事業所における勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られず、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 20 日から 43 年 6 月 30 日まで
平成 19 年 7 月に年金記録を照会したところ、A社とB社の厚生年金の加入記録が見つかったが、申立期間のB社の厚生年金については脱退手当金を受給しているとのことだった。

B社は、お産後の昭和 43 年 6 月末で退職したが、脱退手当金の請求手続はしていないし、お金も受け取っていない。長く働いたのに記録が削られたのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立人の脱退手当金支給報告書に記載されている氏名・生年月日は戸籍と異なるが、この氏名・生年月日は、B社における申立人の被保険者原票に記載されている氏名・生年月日と一致している。

また、当該脱退手当金支給報告書には事務処理の経過が適切に記録されており、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を示す「脱支給済」の押印があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 445

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 2 日から同年 11 月 2 日まで
② 昭和 34 年 2 月 4 日から同年 8 月 21 日まで
③ 昭和 34 年 10 月 27 日から 37 年 8 月 21 日まで
④ 昭和 38 年 12 月 18 日から 39 年 10 月 26 日まで

当時、脱退手当金がもらえることは知らなかったし、受け取った覚えは無い。脱退手当金が給付されたとする時期は、長女が生まれて3か月しか経っておらず、子供を連れてわざわざ手続に行くことは考えられない。

自分は事務手続に疎いので夫が必ず付き添っているが、当時、夫は仕事が多忙で休暇が取れる状況になかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間④の事業所を退職後に婚姻しており、社会保険事務所が保管する同事業所の申立人の被保険者原票及び同事業所が保存している労働者名簿等が旧姓のままであるにもかかわらず、申立人に係る脱退手当金支給報告書には社会保険事務所及び同事業所が知り得ない新姓が記載されていること、同事業所での加入月数は10月で脱退手当金の受給資格要件を満たしていないこと、同事業所及び申立期間①、②での厚生年金保険被保険者記号番号と異なる記号番号が払い出されている申立期間③の事業所での加入期間も含めて脱退手当金の算定対象とされていることを踏まえると、申立人による請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間④の事業所の申立人の被保険者原票のみならず、申立期間③の事業所の申立人の被保険者原票にも脱退手当金の支給を示す「脱」表示があるとともに、申立人の脱退手当金支給報告書が社会保険事務所に保存されており、これらの記録が一致している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月14日から31年2月10日まで
昭和28年8月14日から31年2月9日までの期間は、A社及びB社に勤務し、厚生年金保険料を納付していたと思うが、未加入期間となっているのは納得できない。

A社では、C市にあるD工場の中にあった同社のE出張所で昭和28年8月ごろから1年間くらい勤務した。B社には、A社勤務後、2年くらい勤務した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録によると、昭和24年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、平成18年2月16日に適用事業所でなくなっていることから、同社は、申立期間当時厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い。

また、申立事業所は、既に解散しており、同事業所の元役員、破産管財人等からは申立人の申立事業所における勤務実態は確認できず、申立人が同僚とする者からも、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとの供述は得られず、そのほかに、申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの関連資料も無い。

一方、申立人が勤務していたとするB社は、社会保険事務所の記録から、申立人の申立期間から後の昭和33年10月1日に厚生年金保険の新規適用事業所になっているため、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 44 年 12 月 24 日まで
60 歳になって社会保険事務所へ年金受給手続に行き、初めて脱退手当金の制度があること及び申立期間は脱退して自分はこの期間の年金が無いことを知った。脱退手当金を受給した記憶は無く、昭和 45 年当時 10 万円という金額は大金であるので覚えていないことはまずない。脱退手当金を受けていないため厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている 41 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、30 名に支給記録があり、そのうち、オンライン記録に支給記録がある 27 名は、全員が厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月から 6 か月までの間に支給決定されている上、申立人は申立事業所の A 支店に勤務し、B 県に居住しているにもかかわらず、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示があり、その表示の中に当該事業所の本部を管轄する社会保険事務所と思われる「C」と記されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示があり、記載されている申立人の資格喪失日（昭和 44 年 12 月 24 日）から約 1 か月半後の昭和 45 年 2 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月10日から35年9月1日まで
② 昭和35年9月1日から36年1月1日まで

63歳の時に社会保険事務所で年金記録を照会したところ、申立ての事業所に勤務していた時の厚生年金保険の加入記録が無く、脱退手当金を受給したことになっていた。

脱退手当金を受給すると年金額が減り、年金受給資格の要件を満たすために不利になるので受給した覚えは無く、このことは20歳のころから知っており、厚生年金保険と国民年金をつなげる意思も明確にあったので国民年金制度発足当初から国民年金保険料を納付したにもかかわらず、脱退手当金を受給したことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間における厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和36年2月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 450

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで
平成 13 年 10 月に老齢厚生年金の裁定請求に行ったとき、申立ての事業所に勤務した昭和 35 年 10 月から 45 年 1 月までの期間の脱退手当金を 45 年 3 月 27 日に受給していると言われた。
退職前後に脱退手当金の請求書を書いたことも、印鑑をついたこともないので、脱退手当金が支給済とされている期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の被保険者名簿には、申立人欄に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 3 月 27 日に支給されているなど、社会保険事務所における一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、脱退手当金を受給したとされる申立期間後に勤務した事業所においては、別の厚生年金保険被保険者記号番号を取得しており、これは、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月
② 昭和 63 年 5 月

ねんきん特別便の加入記録では、A事業所（現在は、(株) B事業所。以下同じ。）に係る勤務期間（資格の取得から喪失まで）が、昭和 60 年 1 月 1 日から 62 年 5 月 31 日までとなっており、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書でも喪失日は 62 年 5 月 31 日となっていることから、62 年 5 月が未加入期間となっていることに納得できない。

また、私は、C事業所に昭和 62 年 6 月 1 日から 63 年 5 月中ごろまで勤務しており、63 年 5 月分の給与明細書に厚生年金保険の保険料が控除されている記載があることから、当該月が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、雇用期間についての記憶が曖昧であるほか、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）も無い。

また、社会保険事務所の申立事業所に係る厚生年金保険のオンライン記録に、申立人は、昭和 60 年 1 月 1 日資格取得、62 年 5 月 31 日資格喪失との記録があり、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。

さらに、A事業所保管の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、申立人は、昭和 62 年 5 月 31 日に厚生年金保険の資格を喪失したとの記録があり、社会保険事務所の記録と一致する。

申立期間②について、申立人が所持している申立期間に係る給与明細書（昭和 63 年 5 月分）から、厚生年金保険料 12,400 円が控除されていることが確認できるが、当該保険料が昭和 63 年 5 月分の保険料であることを示す資料は無

く、事業主は、「当該保険料は63年4月分の保険料」としていることから、当該保険料を63年5月分の保険料と推認することはできない。

また、申立事業所（C事業所）に係る申立人の雇用保険の記録では、申立人は、昭和63年5月12日に離職している記録があり、申立人が所持する申立期間に係る給与明細書（昭和63年5月分）には、勤務日数5日と記載されていることから、63年5月が厚生年金保険の未加入期間であると推認することに不自然さは無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 45 年 10 月 23 日から 48 年 2 月 1 日まで
②昭和 48 年 2 月 1 日から同年 5 月 27 日まで
③昭和 48 年 6 月 1 日から同年 6 月 6 日まで
④昭和 48 年 7 月 16 日から 50 年 12 月 30 日まで

私は、昭和 45 年 10 月から 50 年 12 月まで、3 つの会社(4 期間)で正社員として勤務していたが、この期間の厚生年金保険の記録が無いので、社会保険事務所に調査してもらおうと、脱退手当金を受けたことになっていた。脱退手当金を受けた記憶は無いので、記録を撤回して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金支給記録上の支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 51 年 2 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険事務所の保管する申立人への脱退手当金の支給に係る「脱退手当金裁定請求書」及び「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」には、脱退手当金裁定請求により「昭和 51 年 2 月 19 日」に振込による脱退手当金の交付手続きがされたとの記載がある。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年から 38 年まで

昭和 34 年頃から 38 年頃までの 5 年間くらい、A 社の営業所に勤務し、土木工事を行っていた。その間、健康保険証を交付されて病院に行った記憶があるので、この間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間に申立人が勤務した事業所は、社会保険の適用上、「A 社」、「A 社 B 営業所」又は「A 社 C 供給所」のいずれかとみられるが、社会保険事務所の保管するこれら事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る記録は無い。

さらに、申立てに係る事業所のうち、現存している A 社に、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届、保険料控除について照会したところ、「申立人については、人事記録台帳、従業員名簿、被保険者名簿、資格取得喪失届（写し）のいずれも記録が存在しないので、在籍事実が無かったと考えられる。」との回答であり、申立期間に申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

加えて、A 健康保険組合に申立人の健康保険への加入状況について照会したが、「申立人に関しては、人事記録台帳、従業員名簿に該当する情報が無く、健康保険に加入していた記録は無い。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険料控除について供述を得ることのできる同僚等関係者も無く、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和29年3月から30年4月まで
②昭和30年4月から31年12月まで

私は、A市の事業所内の食堂で裏方として1年位働き、その後、自宅近くの同じ事業主の別事業所で求人があると聞き、職安の紹介で転職して同様の仕事をしていた。

同じ事業主でそれ以前に働いていた期間に厚生年金保険の記録があるのに、2年以上働いていて、厚生年金保険がついていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業所の所在地や仕事の内容を詳細に記憶しており、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認することができるものの、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳に、申立期間について厚生年金保険被保険者記録は無く、申立期間当時、飲食業は厚生年金保険の強制適用事業とはされていなかったことから、申立人が厚生年金保険に加入していないことは不自然ではない。

さらに、申立てに係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、当該事業所の記録等を引き継ぐ機関では、「申立期間の記録等は存在しないため勤務の有無を含め確認できない。」と回答しており、このほか申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。